

五監公告第8号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年6月8日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

農林課

3. 監査の期間

平成27年1月29日～平成27年2月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 補助金交付事務において、補助事業完了復命書の記載誤りなど不適切な事務処理が散見された。今後、五泉市補助金交付規則及び五泉市農林水産業振興事業費補助金交付要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。	五泉市補助金交付規則及び五泉市農林水産業振興事業費補助金交付要綱を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。
② 備品の現在高報告書と備品台帳の現在数で整合のとれていないものが散見された。また、未使用の備品が多く見受けられるので、所管替え又は使用不能な備品については廃棄するなど適正な管理に努められたい。	備品の現在高報告書及び備品台帳の現在数の整合については、管理備品の確認を行い、備品台帳の整備を実施いたしました。 また、使用不能備品を2個廃棄し、未使用備品については6個所管替えを行い、再利用を図りました。残りの未使用備品についても再利用を各課へ情報提供し、所管替え又は使用不能な備品については廃棄することとし、適正な管理に努めてまいります。